作成例２（新旧対照表（寄附行為））

学校法人○○学園寄附行為　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （監事の任期）  第24条　監事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。  ２　監事は、再任されることができる。  　（評議員の任期）  第33条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。  ２　評議員は、再任されることができる。  　新旧対照表には、**変更が生じる条文のみ**記載してください。  　また、変更箇所に下線を引いてください。  　　　附　則  　令和　年　月　日に埼玉県知事が認可したこの寄附行為は令和８年４月１日から施行する。（○○○○）  　必要に応じて変更内容を簡潔に記載してください。  （例：監事・評議員任期変更） | （監事の任期）  第24条　監事の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。  ２　監事は、再任されることができる。  　（評議員の任期）  第33条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。  ２　評議員は、再任されることができる。  　附則文頭の認可日は、申請する際は空欄とし、認可後に追記してください。  　また、**認可ではなく届出事項の場合、次のように記載してください。**  **「この寄附行為は、令和○年○月○日から施行する。」**  　附則は、過去のものを削除せず、変更があるたびに一番下に追記していくものですが、新旧対照表には、新たに追記する附則のみ記載してください。  （**変更後の寄附行為全文には、これまでの附則をすべて記載してください**。） |